

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福島県報

## 目次

- 告示
  - 県営土地改良事業計画を定めた件二件 四四三
  - 市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所の届出があった件 四四三
  - 落札者を決定した件二件 四四三
  - 福島県警察本部 四四三
  - 一般競争入札を行う件 四四三
  - 福島県選挙管理委員会 四四三
  - 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件 四四三

## 告示

### 福島県告示第五百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、檜葉地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（中山間地域総合整備事業）を行うため土地改良事業計画を定めた。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和六年九月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
  - 土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
  - 令和六年九月十一日から
  - 同 月三十日まで（二十日間）
- 三 縦覧の場所

檜葉町役場

（農村計画課）

### 福島県告示第五百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、上飯樋地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）を行うため土地改良事業計画を定めた。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和六年九月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
  - 土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
  - 令和六年九月十一日から
  - 同 月三十日まで（二十日間）
- 三 縦覧の場所
  - 飯館村役場

（農村計画課）

### 福島県告示第五百十九号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第二項の規定により、いわき駅並木通り地区市街地再開発組合から理事長の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和六年九月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 氏名
  - 野沢 達也
- 二 住所
  - いわき市平字田町六十五番地の四

（まちづくり推進課）

## 公告

**公告第169号**

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和6年9月10日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
除雪ドーザ（18t級）Ⅱ 2台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
令和6年7月26日
- 4 落札者の氏名及び住所  
コマツ福島株式会社 福島県郡山市字下亀田16番地3
- 5 落札金額  
79,200,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和6年6月14日

（入札用度課）

**公告第170号**

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和6年9月10日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
電子プローブマイクロアナライザ 1式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
令和6年8月2日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社東栄科学産業 宮城県仙台市太白区富沢四丁目8番29号
- 5 落札金額  
96,800,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和6年6月21日

（入札用度課）

**福島県警察本部公告第89号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける個人番号カード免許 A P 連続搭載装置・特定免許情報記録装置の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和6年9月10日

福島県警察本部長 森 末 治

**1 入札に付する事項**

- (1) 借入物品の名称及び数量 個人番号カード免許 A P 連続搭載装置・特定免許情報記録装置 一式（搬入、設置、接続、設定、動作確認、試験、保守等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 令和7年2月1日から令和11年10月31日まで
- (4) 納入場所 仕様書による。

**2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項**

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について生産し、販売し、又は相当期間貸与した実績を有し、当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- (4) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

**3 入札に参加する者に必要な資格の確認**

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)及

び(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和6年10月4日(金)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町5番75号  
福島県警察本部警務部会計課  
電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和6年9月10日(火)から同年10月21日(月)まで(土曜日及び日曜日並びに同年9月16日、同月23日及び同年10月14日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙30枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和6年10月22日(火)午前10時
- (2) 場所 福島県警察本部庁舎1階入札室(福島県福島市杉妻町5番75号)
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和6年10月21日(月)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県警察本部長は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products for lease: Equipment for continuous loading space in terms of Individual number card information on driving permit AP, and Individual number card specific information recording equipment 1 set (including carry-in, installation, wiring connections and contacts setting, operation check, practical test, maintenance, etc.)
- (2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 22 October 2024
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 21 October 2024
- (4) Contact point for the notice: Finance Division, Police Administration

Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 5-75 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8686 Japan TEL 024-522-2151

( 会 計 課 )

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第六十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和六年九月一日現在において、次のとおりである。

令和六年九月十日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三〇、五二〇
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二九〇、七五〇
- 三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

選挙区	選挙区
福島市	田村市田村郡
七六、〇六七	一六、九一五

二本松市	相馬市相馬郡新地町	喜多方市耶麻郡	須賀川市岩瀬郡	白河市西白河郡	いわき市	郡山	会津若松市
一四、五九三	一一、三四四	一九、四九六	二五、六一〇	二九、六三二	八六、七六一	八八、四三三	三一、六三五
双葉郡	石川郡	東白川郡	大沼郡	河沼郡	南会津郡	本宮市安達郡	伊達市伊達郡
一六、四八〇	一〇、三〇九	八、二六六	六、六五一	五、八〇四	六、六八六	一〇、七二一	二五、三八九
							南相馬市相馬郡飯館村
							一七、八八九